

八幡市特定個人情報の保護に関する基本方針

1. 八幡市における特定個人情報の保護に関する考え方

八幡市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に定められた事務及び同法第 9 条第 2 項に基づき条例に定めた事務において特定個人情報を取扱う。番号法は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）等の一般法の特別法として、特定個人情報の利用範囲を限定するなど、一般法よりも厳格な保護措置を定めている。

八幡市においても、国が講じることとしている措置の趣旨を踏まえ、特定個人情報の取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる措置を講じ、適正に特定個人情報を取扱う。

なお、番号法においては、個人番号をその内容に含む生存者の個人情報を特定個人情報と定義しているが、八幡市では、個人情報保護条例において生存者の情報のみではなく死者の情報も特定個人情報と位置付けている。死者の特定個人情報についても、番号法の趣旨を踏まえ番号法と同等の措置を講じる。

2. 特定個人情報の保護方針

特定個人情報を取扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取扱う。

(法令遵守)

①特定個人情報の適正な取扱いに関する法令等※を遵守する。

※法令等の主なものは、次のものを指す。

- ・番号法
- ・八幡市個人情報保護条例（平成 12 年八幡市条例第 24 号）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
- ・八幡市情報セキュリティポリシー
- ・八幡市文書規程（平成 22 年八幡市規程第 15 号）
- ・八幡市特定個人情報の取扱いに関する規程

(安全管理措置)

②特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じる。

(適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止)

③特定個人情報、番号法に定められた事務のうち、必要な範囲内で適正に収集・保管、利用及び提供するとともに不要となった特定個人情報は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講じる。

(委託等)

④特定個人情報を取扱う事務の全部又は一部を委託（委託と同等の形態となるものを含む。）する場合は、番号法に基づき八幡市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(改善措置)

⑤特定個人情報の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を必要に応じて見直し、その改善に努める。

3. 問合せ先

市民協働推進課 電話 075-983-1111